

第 37 回 参議院契約監視委員会 定例会議議事概要

開催日	平成 31 年 1 月 28 日		
場所	参議院第二別館東棟 東 401 会議室		
出席委員氏名	委員	藤田 晶子 (明治学院大学経済学部 教授)	
	委員	関口 智 (立教大学経済学部 教授)	
	参議院契約監視委員会設置要綱 (平成 20 年 3 月 6 日事務総長決定 平成 26 年 11 月 6 日最終改正) 第 4 条第 3 項の規定に基づき、藤田委員が委員長代理として議事を主宰した。		
審査対象期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日		
抽出案件	4 件		
一般競争入札	2 件	契約件名	国会審議テレビ中継設備改修工事 (18)
		契約相手方	パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社
		契約金額	263,304,000 円
		契約締結日	平成 30 年 7 月 24 日
	2 件	契約件名	構内ケーブルテレビシステム改修工事 (18)
		契約相手方	パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社
		契約金額	129,384,000 円
		契約締結日	平成 30 年 7 月 26 日
随意契約	2 件	契約件名	参議院自動車運行管理業務
		契約相手方	株式会社セノン
		契約金額	74,260,454 円
		契約締結日	平成 30 年 4 月 2 日
	2 件	契約件名	平成 30 年度参議院第二別館庁舎等の警備業務
		契約相手方	帝国ビル管理協同組合
		契約金額	29,721,600 円
		契約締結日	平成 30 年 4 月 2 日
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回 答
	別紙のとおり		別紙のとおり

委員会による意見の具申又は勧告の内容	(対象契約は妥当なものと認められた。)
--------------------	---------------------

意見・質問	回答
<p><b>1. 報告事項</b></p> <p>黒川会計課長より、審議対象事案について次の報告があった。</p> <p>(1) 入札及び契約方式別の状況について</p> <p>(2) 1者応札・1者応募の状況及び聴取調査について</p> <p>営繕課及び電気施設課分に12件、会計課分に14件の該当があった。</p> <p>(3) 指名停止の運用状況について</p> <p>大成ロテック株式会社外9社に該当があった。</p> <p>(4) 談合状況への対応状況について</p> <p>該当がなかった。</p> <p><b>2. 抽出結果の報告</b></p> <p>抽出委員の関口委員から、審議対象期間に締結した129件の契約のうち、一般競争入札から2件、随意契約から2件、それぞれ抽出した旨報告があった。</p> <p>また、各事案の抽出理由について、次のとおり説明があった。</p> <p><b>【抽出事案】</b></p> <p><b>A. 参議院自動車運行管理業務</b> 随意契約方式(不落・不調随意契約) [役務]</p> <p><b>B. 平成30年度参議院第二別館庁舎等の警備業務</b> 随意契約方式(不落・不調随意契約) [役務]</p> <p><b>C. 国会審議テレビ中継設備改修工事(18)</b> 一般競争入札方式(総合評価) [工事]</p> <p><b>D. 構内ケーブルテレビシステム改修工事(18)</b> 一般競争入札方式(総合評価) [工事]</p>	

事案Aは、1者応札・1者応募であることから、契約先が固定されていないか、過去の予定価格、契約金額、契約相手方の推移等を確認する。また、入札条件が他者を排除していないか検討する。

事案Bは、7者を指名しておきながら不落・不調随意契約であることに着目し、指名から契約締結に至る経緯の妥当性を検証し、過去の予定価格、契約金額、契約相手方の推移等を確認する。

事案Cは、同一の契約の相手方が同様の契約を継続して受注していることに着目し、他者の参入が可能かどうか、質の確保はできているか、また、予定価格の妥当性について検証する。

事案Dは、低入札価格であることに着目し、低価格となった理由、過去の予定価格、契約金額、契約相手方の推移等を検証する。

### 3. 抽出事案の審議

#### A. 参議院自動車運行管理業務

随意契約方式（不落・不調随意契約）〔役務〕

- ① 季節（時期）によって運行状況に違いはないのか。
- ② 予定価格が年々上昇していることについて説明されたい。
- ③ 衆議院には類似の契約があるのか、ある場合、衆参で違う点を説明されたい。

国会会期によって、多少の変動はある。国会は年に3回程度召集されることが多いが、国会開会中は比較的利用者が多い。

本事案の予定価格の算出においては、人件費と管理費の積み上げにより行っている。近年、景気好転により、業態を問わず、自動車運転手の給料が高騰している背景があり、運転手確保のため、人件費がそれに伴い上昇している。

類似の契約は衆議院にもあり、おそらく主要部分に違いはないが、議員定数が衆議院の方が多いため業務の対象となる公用車の台数も多いと考えられる。

<p>④ 応札事業者が少ない理由について説明されたい。</p> <p>⑤ 契約相手方の要件をタクシー業界まで広げる等、検討するのはいかがか。</p>	<p>車両運行管理はハイヤー事業者でも行っている業務であるが、説明資料等を取りに来た際の聴き取りでも要件や業務内容は難しいものではないと回答するところがほとんどである。しかし、ハイヤー事業者は平均的に人件費が高いため、前年度の本院の落札金額を見て価格が見合わないという判断等、様々な理由から応札事業者数が増えない状況にある。</p> <p>競争参加資格において業界・業種の指定はしておらず、入札より前にハイヤー事業者等にも照会をかける等、応札事業者を増やす努力はしている。委員の御指摘を踏まえながら、引き続き応札事業者を増やせるよう努めていく。</p>
<p><b>B. 平成30年度参議院第二別館庁舎等の警備業務</b>  <b>随意契約方式（不落・不調随意契約）〔役務〕</b></p> <p>① 入札金額及び予定価格が年々上昇しているが、業界における人件費の高騰が原因なのか。</p> <p>② 警備員A～Cの3種類の単価があるが、これは何を表しているのか。</p> <p>③ 応札事業者は、本件がどのレベルの警備員を何人配置する必要があるのか把握しているのか。</p>	<p>予定価格の決定に当たっては、本院が独自に人工計算を行い、その後に各社から見積もりを徴している。事案Aと同様に、人件費の高騰も一因である。</p> <p>各警備員の持っている技能に応じて単価を分けている。本事案で求める技能に照らすと警備責任者がB、それ以外はCとなり、今回はAは積算に入っていない。</p> <p>仕様書に要件を記載しており、応札事業者も認識している。</p>

<p>④ 例年、指名競争入札で調達しているが、指名までの経緯を説明されたい。</p>	<p>まず、どのような要件にするか検討し、その要件に合致する事業者をピックアップして参加意思があるかの確認を行う。意思確認ができれば指名するという流れである。</p>
<p>⑤ 「参議院建物保守管理の実績」を求めているが、受注業務の内容は問わないのか。</p>	<p>そのとおりである。例えば、狭い床面清掃や部分的な窓ガラス清掃でも要件に合致する。その実績が信頼性を担保するものとなる。</p>
<p>⑥ 本件の指名参加要件がやや厳しいのではないか。「参議院での実績」が含まれることから、全てを満たす事業者は年々減少すると考えるが、要件を緩和することはできないのか。</p>	<p>確かに指名事業者数は年々減少傾向にあるが、仮に一般競争入札を行っても、本院の場合、2～3者の応札に留まると考えている。今後、同要件での抽出で事業者数が減ってしまう場合は競争性が担保できないため、要件の見直しを行う必要があると考えている。</p>
<p>⑦ 指名参加要件の「庁舎等警備業務を同一施設において1年以上継続して行っている者」、「国際標準基準ISO9001、ISO14001、JISQ15001を取得している者」で信頼性は担保できるのではないか。</p>	<p>国際標準基準の取得には経費がかかるため、取得を要件とすることにより指名を辞退する事業者もある。過去に辞退された事例があったため、現在の要件としている。</p>
<p>⑧ 衆議院での実績を認めることより、指名参加要件に幅を持たせてもいいのではないか。</p>	<p>有益な御提案であるので、今後の参考にさせていただきます。</p>
<p><b>C. 国会審議テレビ中継設備改修工事（18）</b> 一般競争入札方式（総合評価） [工事]</p>	
<p>① 1者応札・1者応募案件の対応策に「要件緩和」が挙げられていた。「技術者の配置が困難」を理由として入札を辞退した事業者がいたが、要件緩和でこの事象を解消できるのか。</p>	<p>今後どのような要件を緩和するのが良いかという点はまだ具体的な検討ができていない。</p>

<p>② 過去の工事と同内容にもかかわらず、各年度の予定価格や契約金額に差があることについて、業界の傾向等を踏まえて事情を説明されたい。</p> <p>③ 工事対象となる副調整室の室数はどのような基準で決定しているのか。</p> <p>④ 他事業者が入札になかなか参加しない理由は、「技術者の配置が困難」という理由だけなのか。</p> <p>⑤ 入札前に現行事業者が提示する見積金額は、予定価格の決定の際に精査されているのか。</p>	<p>工事対象となる副調整室が1室の年もあれば2室の年もある。また、修理等の付随工事の有無やその内容によっても契約金額に差が出てくる。</p> <p>基本的には予算要求の段階で決定する。毎年2室ずつ改修工事を行いたいが、本院全体で要求できる金額に限りがあるため、必ず予算を確保できるとは限らない。</p> <p>本工事は応札したパナソニックシステムソリューションズジャパン（株）（以下、「パナソニックSSJ（株）」という。）の他にもう1社が入札説明書等を取りに来たが、当該年度に他社との企業合併が予定されており、技術者を確保できないという理由で最終的に応札に至らなかった。履行能力については問題がないと認識している。</p> <p>機器費については、事業者から提出された単価見積を基に査定している。事業者の見積価格が妥当な金額であるかについても、複数者の見積りを比較することでチェックしている。人件費については、国土交通省の公共工事積算基準に準拠している。</p>
<p><b>D. 構内ケーブルテレビシステム改修工事（18）</b> 一般競争入札方式（総合評価） [工事]</p> <p>① 事案Cと本事案は関連性があると考えているが、いかがか。</p> <p>② 低入札価格となった理由は、事案Cとの</p>	<p>それぞれの機器の改修工事であり、工事内容は異なっているため、関連性はないと考える。</p> <p>本事案は低入札価格調査の対象となった</p>

<p>入札する順番の影響によるものなのか。また、質の確保はできているのか説明されたい。</p> <p>③ 結果的に本事案を低価格で調達できており、今後、例えば、関連施設の工事を敢えて分割して発注することで企業努力を期待できるとすれば、同じように他の調達を行うことで安価な調達が実現できるのではないか。質の確保もできるのであれば、発注順を工夫することにより、本院としてスケールメリットを発揮できるのではないか。</p> <p>④ 本システムの受注事業者の推移を見ると、平成15年までは松下電器産業(株)で平成20年からはパナソニックSSJ(株)となっているが、両者に関係はあるのか。</p>	<p>ため、開札後調査に時間を要したが、入開札自体は事案Cよりも先に行っている。そのため、事案Cの動向により、本事案の入札価格が影響を受けることはないと考える。</p> <p>質の確保については、低入札価格調査を経て適切に精査した。</p> <p>常会の召集日である1月までに各中継設備関連改修工事を完成させる必要があり、そこから逆算して各工事の発注時期を決定しており、意識してこの発注順となったものではない。業務内容から国会閉会中に施工せざるを得ない点もあるが、経済的合理性を図れるよう委員の御提案も参考にしたい。</p> <p>松下電器産業(株)は元々メーカーとして受注し、その中の施工部門が各工事を行っていた。その後、パナソニック(株)に社名変更するに際し、施工部門をパナソニックSSJ(株)として切り離した経緯がある。この分社化によって元々本社の施工部門であったパナソニックSSJ(株)はパナソニック製品以外も扱えるようになり価格抑制を図れる側面もある。</p>
--	---